



長野県報

3月9日(木)
令和5年
(2023年)
第387号

目次

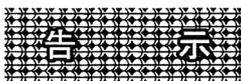
告示

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則に基づく手続(情報公開・法務課).....	1
平成19年長野県告示第257号(長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則に基づく手続)の一部改正(情報公開・法務課).....	2
平成3年長野県告示第650号(長野県個人情報保護条例第13条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報)の廃止(情報公開・法務課).....	2
平成17年長野県告示第91号(長野県個人情報保護条例第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報)の廃止(情報公開・法務課).....	2
基本測量の実施(建設政策課).....	2
公共測量の実施(建設政策課).....	3
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....	3

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(2件)(産業政策課).....	4
国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課).....	6
県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧(農地整備課).....	6
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(2件)(都市・まちづくり課).....	7
建築士法に基づく二級建築士試験及び木造建築士試験の実施(建築住宅課).....	7

正誤(道路管理課).....	8
(砂防課).....	8



長野県告示第115号

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成19年長野県規則第6号)第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、当該手続等の根拠となる条例等の名称及び条項を次のとおり告示します。

令和5年3月9日

長野県知事 阿部守一

名称	条項
個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年長野県条例第38号)	第4条第2項及び第3項

情報公開・法務課

長野県告示第116号

平成19年長野県告示第257号（長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則に基づく手続）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行します。

令和5年3月9日

長野県知事 阿部 守一

本則の表中

第6条第1項

を

第6条、第11条第1項及び第2項、
第12条第2項及び第3項、第13条第
1項並びに第14条

に改める。

情報公開・法務課

長野県告示第117号

平成3年長野県告示第650号（長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第13条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）は、令和5年3月31日限り、廃止します。

令和5年3月9日

長野県知事 阿部 守一

情報公開・法務課

長野県告示第118号

平成17年長野県告示第91号（長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）は、令和5年3月31日限り、廃止します。

令和5年3月9日

長野県知事 阿部 守一

情報公開・法務課

長野県告示第119号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年3月9日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

基本測量 電子基準点測量

2 作業期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 作業地域

長野市、松本市、飯田市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、南佐久郡佐久穂町、南佐久郡川上村、北佐久郡軽井沢町、小県郡長和町、上伊那郡箕輪町、下伊那郡阿智村、下伊那郡根羽村、下伊那郡大鹿村、木曾郡上松町、木曾郡木曾町、木曾郡木祖村、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡生坂村、北安曇郡白馬村、下高井郡山ノ内町、下水内郡栄村

建設政策課

長野県告示第120号

上田市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年3月9日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 基準点測量
- 作業期間
令和5年2月1日から令和5年3月31日まで
- 作業地域
上田市

建設政策課

長野県告示第121号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県犀川砂防事務所及び池田町役場に備え置きます。

令和5年3月9日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
堀之内	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線に囲まれた土地の区域	北安曇郡池田町	池田		1639番	1号
		〃	〃		1867番イ	2号及び3号
		〃	〃		1867番口の1	4号
		〃	〃		1636番	5号
		〃	〃		1620番5	6号
		〃	〃		1620番1	7号

砂防課